

令和7年度 大井川右岸土地改良区 農地転用等に伴う受益地除外申請スケジュール

資料 6

◎月間スケジュール (例)

	菊川市	掛川市	御前崎市	袋井市
1				
2				
3				
4				
5				①
6				
7				②
8				
9				
10	①		①	
11				
12	②		②	④
13				
14				
15	③		③	⑤
16				③
17	④		④	
18				
19				
20	⑤		⑤	
21				
22				
23				
24				
25	「⑤農業委員会申請受付締切日」を市へ確認後、⑤の10日前までに当改良区へ申請をお願いします。			
26				
27				
28				
29				
30				
31				

- ◎ 農地転用等予定地が大井川用水の受益地であるか、当土地改良区へFAXまたはE-mailでお問い合わせ願います。
- 「①当土地改良区への申請受付締切日」までに、農地転用等の通知書（位置図、公図写、建物配置図等計画書）、確約書、地区除外申請書の各1部（正本）をご提出願います。①が休日の場合は、前業務日までにご提出願います。
①は「⑤農業委員会申請受付締切日」の10日前となります。ただし、農業委員会の申請受付締切日は各市へお問い合わせください。
- ※ 申請時に受益地を分筆または合筆する場合は「記載事項等変更届」のご提出を願います。分筆等がわかる登記簿謄本の写し、公図写しが添付書類として必要となります。
- ※ 除外面積が10,000㎡以上の場合は理事会（年2回）、100,000㎡以上の場合は、理事会及び総代会（年1回）の承認が必要となり、申請書の提出日や提出部数に変更がありますので、事前にお問い合わせ願います。
- ※ 区画整理地内の場合は、仮換地図、重ね図、仮換地証明書写しの添付願います。
- 「②現地確認」は当土地改良区で行い立会等は不要です。
- ②及び当土地改良区での決裁後、意見書を2通（申請者控、申請書添付用）と意見書交付手数料の納入通知書をお渡しする為、申請者へご連絡後、当土地改良区までご来所願います。
- ※ 意見書手数料は、納入通知書により電信扱いで2週間以内に納入願います。
なお入金に掛かる手数料は、申請者のご負担をお願いします。
意見書手数料： 1,000円（1件につき）
納入先： 島田掛川信用金庫 菊川支店 普通 1095368
- 「③農業委員会開催日（前月申請分協議）」で可決後、決済金の納入通知書をお渡しする為、当土地改良区から申請者へご連絡しますのでご来所願います。
なお郵送を希望する場合は、申請者へ送付しますので、申請書提出時または意見書交付時に返信用封筒（84円切手付）をご持参願います。
- ※ 決済金は納入通知書により電信扱いで2週間以内に納入願います。
なお入金に掛かる手数料は、申請者のご負担をお願いします。
決済金： 令和7年度 1㎡あたり 144円
納入先： 島田掛川信用金庫 菊川支店 普通 1095368
- 問い合わせ先
大井川右岸土地改良区 管理事業課 総務係 担当：赤堀 貴昭
〒439-0031 静岡県菊川市加茂4905番地の2
電話：0537-35-2413 FAX：0537-35-8100
E-mail：akahori-taka@ooigawaugan.jp URL：http://www.ooigawa-yousui.com